## 適格請求書発行事業者の登録申請書

									[1/	<b>/2]</b>
令和 年 月 日 (フリガ)   住所又は	居所	(〒 <b>733</b> ❸(法人の場								
(法人の場本 店 又   主たる事	: 合) は			5丁目3	0番7号					
申の所在	地				(電	話番号	082	<u> </u>	_ 377	1 )
	ナ )	(〒 733	- 084	2 )						
納稅	地	広島市	西区井口	5 丁目 3	0番7号					
請 (フリガ	+ )	カフ゛シキカ゛	1312 7 7 No.	t_	(電	話番号	082	<u> </u>	<u> </u>	1 )
	· · ·	© (N)	127 279	τ						
氏名又は	名 称	株式会社	社 ST	UCKY						
者	ナ)	ハイキ マサヒ	.Π							
(法人の場代表者)		早岐	惟博							
<u>広島西</u> 税務署長殿	: 号	7   2	4	0   0		1 0	_		7	
この申請書に記載した次の事項(❸印欄)	 は、適	7   2 格請求書 <i>第</i>	<b>4</b>   発行事業	0   0 者登録簿』	<u>  0  </u> こ登載され	<u>1   0</u> ぃるとと		2   9 国税庁ホ <sup>-</sup>	- ムペー	<u>6</u> -ジで
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっ	ってけ	木庄マル	士た スョ	( 終 所 の 所	左枷					
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登また、常用漢字等を使用して公表しますので	<b>Š</b> 録年月	日が公表	されます	- 0		とが異	なる場	合がありま	す。	
下記のとおり、適格請求書発行事業 (平成28年法律第15号)第5条の規定										
※ 当該申請書は、所得税法等の一部 より令和5年9月30日以前に提出す	部を改]	正する法								
令和5年3月31日(特定期間の判定によ した場合は、原則として令和5年10月1日				<b>湯合は令</b> れ	和5年6	月 30 日	)まて	ごにこの申	請書を	提出
この申請書を払	是出する	時点におい	ハて、該	当する事業	者の区分	に応じ、	□にレ	印を付して	ください	١, ٥
事 業 者 区 分			事業者				事業			
※ 次葉「登録要 事業者の確認」									、次葉	「免税
令和5年3月31日(特定期間の 判定により課税事業者となる場										
合は令和5年6月30日)までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情										
がある場合は、その困難な事情										
税理士法人   税 理 士 署 名 税理士	長谷川	会計								
					(電	話番号	082	_ 272	_ 586	8 )
1元   金方           金方	申請年	F 月 日		年 月	月	信	年	付印月日	確認	
	番号 確認	1		□ 済 □ 未済		人番号カー の他( 	-ド/通知   	カード・運転免	注許証 ) 	
理							1			1

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	株式会社 S	ТИСКҮ								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。												
免	□ 令和5年10月1日の属す (平成28年法律第15号) 附	則第44条第4	1項の規定の適用	用を受けよう	とする事業	<b></b>							
税	※ 登録開始日から納税	義務の免除の	)規定の適用を含	受けないこと	となります	Γ.							
事	個 人 番 号												
業	事生年月日(個			法人事 業	年 度	月 日							
     者	業 人) 又は設立   内 年月日(法人)	年	月 日	のみ 記載 資 本	至	月 日							
	容				金	円							
の	等 事 業 内 容												
確	確												
認	規定の適用を受けないことと:   ようとする事業者 	なる課柷期間の	の例日から登録を	ででける 令和	年	月 日							
	部以中本本へよ												
	登 課税事業者です。												
要 要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ 要 い。												
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。												
0	(「いいえ」の場合は、次の質問 	にも答えてくた 	ごさい。) 										
確認	│ -   - その執行を終わり、又は執行を   - います。	受けることがた	なくなった日から2	2年を経過して	□ はい	□ いいえ							
					l								
参													
考													
事													
項													